

特殊車両・過積載車両について合同取締を実施します。

道路を傷つける原因の一つとして、大きさや重量を違反した車両の通行があげられます。このようなルールを無視した一部車両の通行によって、道路の損傷、わだち掘れ、橋梁・トンネルの損傷など、道路構造に重大な影響を与えています。

また、違反車両による事故は重大事故に結びつきやすく、事故車両の措置や散乱した積荷の撤去作業に相当の時間を要するため通行制限による渋滞など、社会的影響も大きくなってまいります。今回、**仙台河川国道事務所と築館・若柳警察署と合同で、国道4号で道路の保全・事故等の危険防止を目的として、特殊車両及び過積載の指導取締を実施します。**

1. 日時 平成27年10月29日(木)14時～16時
2. 場所 国道4号 栗原市高清水小山田地内(国道4号下り側駐車帯)
3. 実施内容 道路管理者及び交通管理者による特殊車両・過積載の取締り
□当日の天候により延期する場合があります□

前回の取締実施状況



・特殊車両の寸法や重量の測定及び、通行許可証等の確認

〈 発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会、古川記者クラブ 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所

道路管理第一課長

かどはま あつお
角浜 淳夫

TEL 022-304-1814(内線431)

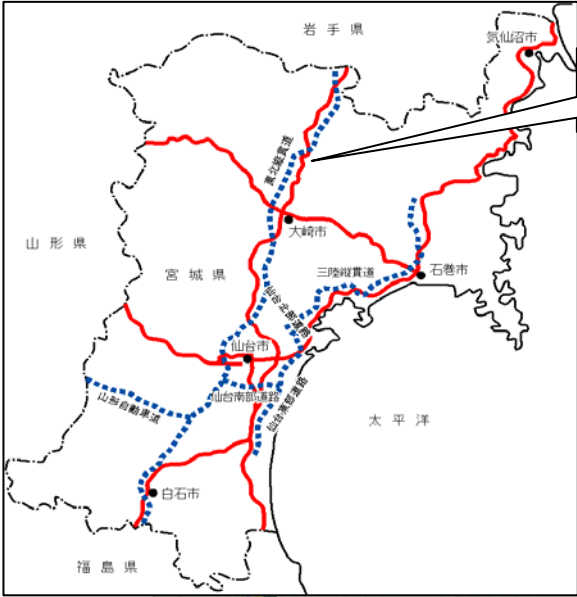
国土交通省仙台河川国道事務所

古川国道維持出張所長

あいざわ しんじ
相澤 新治

TEL 0229-22-1421

特車取締箇所 位置図



今回実施箇所

拡大図

